



地域知財経営支援ネットワーク事業
日本弁理士会東海会主催
無料市民講座
弁理士による



週末パテントセミナー2024 in 静岡

浜松会場・静岡会場

知的財産により中小、スタートアップ企業のブランディングをサポートする

日本弁理士会東海会では、中小・ベンチャー企業関係者及び一般の方を対象に、特許、意匠、商標を中心とする知的財産全般について、専門家である弁理士がテーマごとにわかりやすく解説する市民講座を開催します。奮ってご参加ください。

■第1回

会場	開催日	テーマ	講師
浜松	令和6年 9月27日(金)	著作権・商標の予防法務と侵害対応	弁理士 永田 由美(著作権) 弁護士・弁理士 坂野 史子(商標権)
静岡	令和6年10月 4日(金)		

業種を問わず、現代の企業の殆どが関わっている知的財産権が「商標権」「著作権」です。知らず知らずのうちに「権利侵害」を引き起こしてしまわないために、押さえておきたい知識と対応策について解説します。

■第2回

回数	開催日	テーマ	講師
浜松	令和6年10月18日(金)	特許手続きにおける拒絶理由対応 -審査官の思考を理解した対策-	弁理士 (元特許庁審査官) 長谷部 善太郎
静岡	令和6年10月11日(金)		

特許庁からの拒絶理由通知をクリアして、安定した特許権を取得しましょう。特許審査では、90%以上の割合で、拒絶理由通知が出ます。特許権を取得するは拒絶理由に対して、明細書の補正や意見を申し立てる必要があります。審査官の思考を理解すると、有効な拒絶理由対策の検討できます。拒絶理由の構成と審査官の考え方を紹介し、その対応策の立て方をご紹介します。

■第3回

回数	開催日	テーマ	講師
浜松	令和6年10月25日(金)	どうする特許担当!? ~特許担当になっちゃった編~	弁理士 居藤 湖都 神谷 直慈
静岡	令和6年11月 1日(金)		

「今度、会社が特許を取るから担当お願いね。」「特許庁からの書類、お願いできる?」と突然『特許(知財)担当』になってしまった皆様「知財の担当者って何?一体どうすればいいの!」と思われるかと思います。本講座では、そんな皆様に向けて知財とは、知財の注意点・ToDo、弁理士の見つけ方など知財のハウツーを新商品開発・新規事業立ち上げの流れに沿って分かりやすく解説致します。中小企業・スタートアップ・ベンチャーの皆様、必聴です!

<浜松会場>アクトシティ浜松<Dゾーン>研修交流センター 51研修交流室
(浜松市中区板屋町111-1)

<静岡会場>静岡労政会館 展示室+第3会議室 (静岡市葵区黒金町5-1)

<対象>一般、県および市町村の公的機関の関係者、中小企業の経営者、知財関係者など(定員40名)


<時間>18:30~20:30(受付開始18:00)

<参加費>無料

<主催>日本弁理士会東海会<運営 日本弁理士会東海会静岡県地区会>

<後援>関東経済産業局 (一社)静岡県商工会議所連合会
(一社)静岡県発明協会<INPIT 静岡県知財総合支援窓口>
(公財)浜松地域イノベーション推進機構(浜松会場のみ)

週末パテントセミナー申込みはコチラ



週末パテントセミナー申込みはコチラ

- パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。
- 知的財産(知財)権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権(産業財産権)に著作権等を含めた総称です。
- 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- 諸事情により中止する場合は弊会ホームページで案内いたします。



TOKAI BRANCH OF JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

日本弁理士会 東海会

<会場地図・申込方法・申込書は裏面に掲載>

申込方法

受講のお申込みは、表裏面に記載の2次元バーコード又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付してください）にて**各回開催日の2日前までに**、下記当会までお申し込みください。またメールでのお申込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。

なお、誠に勝手ながら、定員を超過した場合以外は折り返しご連絡を差し上げませんので、直接会場へお越しください。

問合せ・申込先

日本弁理士会東海会

〒460-0008 名古屋市中区栄 2-10-19
名古屋商工会議所ビル 8階
TEL052-211-3110 FAX052-220-4005
e-mail: info-tokai@jpaa.or.jp
http://www.jpaa-tokai.jp/

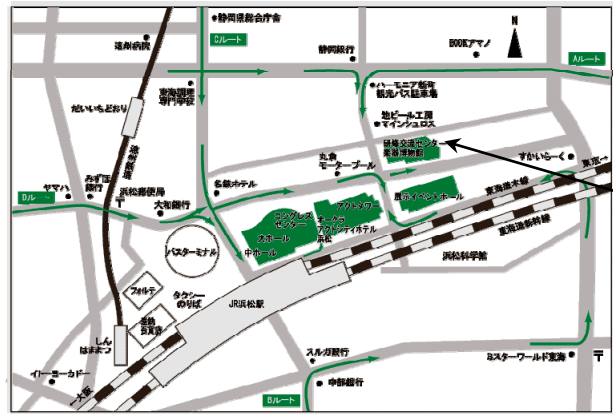
「弁理士」とは

弁理士は、知的財産の専門家として、特許（実用新案）、意匠、商標、国際出願、著作権、不正競争等に関する事項を幅広く取り扱っています。特許権や商標権等の権利取得のための出願代理や審判・訴訟代理、また特許権等の侵害訴訟における訴訟代理人又は補佐人、さらに税関での侵害品の輸入差止め代理などを行います。その他、知的財産に関する鑑定、相談、契約の代理、仲裁代理など、知的財産の創成、保護、活用に関する業務を行っています。

「日本弁理士会」及び

「日本弁理士会東海会」とは

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11年に設立された弁理士に関するわが国唯一の法人組織であり、弁理士は、すべて弁理士会の会員にならなければなりません。
本会は、全国単一の組織ではありますが、弁理士法第58条により、平成9年1月31日に東海地域（愛知・岐阜・三重・静岡・長野県）に日本弁理士会東海支部（東海会）が開設されました。
なお、静岡県内に事務所を有する弁理士は111名（令和6年3月31日現在）です。



アクトシティ浜松
研修交流センター

※各会場とも公共交通機関をご利用ください。

日本弁理士会東海会 事務局 行

(FAX052-220-4005)

「週末パテントセミナー in 静岡」参加申込書

(途中回からの申込みも歓迎)



■以下各々参加希望会場の希望回を○でお困り下さい。

浜松会場	第1回 (9月27日)	第2回 (10月18日)	第3回 (10月25日)
静岡会場	第1回 (10月4日)	第2回 (10月11日)	第3回 (11月1日)

*ご氏名、連絡先（郵便番号、住所、電話・FAX番号）は、セミナーの円滑運営のため、お手数でも正確にご記入下さいませようご協力をお願いします。（いただきました個人情報は、ウィルス感染対策の他、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。また当会からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。）

フリガナ			
氏名			
連絡先	(〒 -)		
	電話 () -	FAX () -	
	メールアドレス		
上記連絡先がお勤め先の場合は以下に社名・部署名をご記入ください。			
職業	■以下該当するものを○でお困り下さい。		
	1. 経営者・代表者	2. 勤務者（法務・知財・開発・設計・製造・その他）	
	3. 士業	4. 学生	5. 主婦・その他